

広域漁業調整委員会・連合海区漁業調整委員会・小委員会等について

区分		組織・役割
広域漁業調整委員会（根拠：漁業法第152条） ※国が都道府県の区域を越えて広域的に分布する資源を利用する関係者の調整を行うため、常設の機関として設置	○太平洋広域漁業調整委員会 ①都道府県互選（北海道～宮崎県） 18名 ②大臣選任漁業者代表 7名 ③大臣選任学識経験 3名 太平洋南部キヌメダイやマサバ太平洋系群、太平洋クロマグロの広域資源管理等を協議	
	連合海区漁業調整委員会（根拠：漁業法第147条） ※特定の目的のために、2つ以上の海区にわたる漁業調整を行うために必要に応じて設置	
連合海区協議会 ※県をまたがる漁業調整を行うために任意組織として設置	○一都二県連合海区漁業調整委員会 千葉、東京、神奈川の一都二県で構成 海ほたる周辺海域での水産動植物の採捕と遊漁船業の禁止を協議し、委員会指示を発出	
	○一都三県連合海区漁業調整委員会 千葉、東京、神奈川、静岡の一都三県で構成 火光利用さば漁業、あじ・さば棒受網漁業の調整を協議	
連合海区協議会 ※県をまたがる漁業調整を行うために任意組織として設置	○千葉・東京連合海区漁業調整委員会 千葉、東京で構成 火光利用さば漁業、あじ・さば棒受網漁業の調整を協議	
	○千葉・茨城連合海区協議会 中小型まき網漁業・さよりひき網漁業の相互入会操業及び千葉県はえなわ漁業の茨城県海域への入会操業を協議	
小委員会 （根拠：千葉海区漁業調整委員会会議規程第9条） ※特定事項の調査や審議、調整等を行うために必要に応じて設置	○千葉・神奈川連合海区漁業調整委員会協議会 千葉県中型まき網漁業の神奈川県海面への入漁を協議	
	○漁業権一斉切替小委員会 【参考：第22期に設置した小委員会】 ・漁業権一斉切替小委員会	

第23期千葉海区漁業調整委員会 広域漁業調整委員会の委員選任（案）

			名 称	太平洋広域 漁業調整委員会	連合海区漁業調整委員会等				
					一都二県連合海区 漁業調整委員会	一都三県連合海区 漁業調整委員会	千葉・東京連合海区 漁業調整委員会	千葉・茨城連合海区 協議会	千葉・神奈川連合海区 漁業調整委員会協議会
			定数	1	4	3	5	8	3
委員 区分	役 職	氏 名							
漁業者	会 長	石井 春人	○	○	○	○	○	○	○
	会長代理	鈴木 直一			○	○	○		
	会長代理	佐久間 國治		○					○
		中村 繁久		○					
		高橋 敏夫		○					
		平島 孝一郎							
		佐藤 光男				○			
		松本 めい子							○
		酒井 光弘				○	○		
		小栗山 喜一郎					○		
		坂本 雅信					○		
		和田 一夫					○		
学識		黒沼 吉弘							
		篠原 克二郎			○	○	○		
中立		本田 直久							
専門		齋藤 御津久							
		嶋津 圭一							
		田邊 克己					○		

※連合海区漁業調整委員会等の選任については、令和7年4月22日開催、第1回千葉海区漁業調整委員会で決定済み